

第17回地方自治研究賞について

第17回地方自治研究賞は、以下のとおり審査・選考し第40回自治研全国集会で表彰します。

①選考

前項のレポート・論文の募集によって提出されたものに対し、自治研助言者若干名、自治研中央推進委員長、自治研事務局長で構成する選考委員会が審査を行い、本部・中央執行委員会に報告し決定します。第1次選考は8月中旬、最終選考は9月初旬の予定です。

②表彰

自治研活動部門は、優秀賞1点（副賞20万円）、奨励賞若干（副賞5万円）、自治研究論文部門は、優秀賞1点（副賞10万円）、奨励賞若干（副賞5万円）とします。表彰は、10月4日の第40回自治研全国集会・全体集会でを行います。

③地方自治研究賞表彰内規

(1) 地方自治研究賞は、自治労の地方自治確立の運動および自治研活動の発展を期するため、優れた自治研活動ならびに地方自治に関する研究論文を表彰し、もって一層の運動発展に資することを目的とする。

(2) 地方自治研究賞は、次の2部門とし、自治研全国集会において表彰状ならびに副賞を贈呈する。

①自治研活動部門

優秀賞 1 副賞20万円

奨励賞 若干 副賞5万円

②自治研究論文部門

優秀賞 1 副賞10万円

奨励賞 若干 副賞5万円

(3) 自治研活動部門は、自治研全国集会に提出される各単組・県本部およびNPO・市民団体・地域研究機関等からのレポート・報告を対象とし、自治研究論文部門は、組合員、地域公共サービス職場の勤労者および地域研究活動等を行う市民から募集した論文を対象として、それぞれ選考する。

(4) 選考は、自治研中央推進委員長、自治研事務局長および自治研助言者若干名で構成する選考委員会が行うものとし、中央執行委員会に報告しなければならない。

(5) 選考にあたっては、次の点を重視する。但し、①は、自治研活動部門のみに適用する。

①職場や地域との共同作業状態（運動との直接・間接的関連）

②争点に対する接近視角ないし問題設定の斬新性と総合性

③分析の科学性と叙述の説得性

④成功・失敗にかかわらず、問題提起や将来展望の度合